

公共事業環境配慮書

農政部 農地整備課

事業名称		
事業名	県営農村地域防災減災事業	
整理番号	29-3	
事業の種類	ため池の改修	
市町村名	東筑摩郡麻績村	
箇所名	大沼池地区	
事業年度	平成29年度～平成31年度	
事業概要		
目的	平成25年度に耐震診断を行った結果、地震時に堤体における所定の安全率が確保できないことが判明したため、耐震対策を実施し下流域の安全の確保を図る。	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	堤体押え盛土工 L=100m	
関連する事業計画	なし	
その他特記事項	なし	
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況	県立自然公園	
土地利用規制の状況	なし	
その他	なし	
社会的要素	留意すべき地域の概況	
交通の現況	特になし	
土地利用の現況	特になし	
生活関連施設の現況	特になし	
その他	特になし	
自然的環境要素	環境配慮の方針	
大気環境	留意すべき地域の概況	特になし
	【大気汚染の防止】	
	・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。	
	・排出ガス対策型の車両や機械を採用する。 ・土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。	
水環境	留意すべき地域の概況	河川・湖沼がある
	【水質汚濁の防止】	
	・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。	
	・騒音、振動の防止 ・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。 ・低騒音・低振動型の建設機械を採用する。	
地形・地質	留意すべき地域の概況	特になし
	【改変面積の最小化】	
	・工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。	
	・地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。 ・工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。	
野生動植物	留意すべき地域の概況	特になし
	【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】	
	・自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変を出来るだけ避ける。	
	【野生動植物の生息・生育空間の保全】 ・回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な動物を生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。 ・回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な植物を生育適地へ移植する又は生育地を創出し移植する。 ・工事に先立ち、ため池内部及び堤体における希少植物や希少昆虫の食草となる植物の生育状況を確認する。 ・堤体の緑化を行う場合には、近隣の自生個体群への遺伝的攪乱が起きないように配慮した植物を選定する。 ・ため池の水位を下げる際、特定外来生物の流出が発生しないよう対策を実施する。	

		<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の生育が確認された場合、繁殖期間における施工を回避する等の配慮を行う。 ・木材チップを使用する場合には、関係条例の基準を順守する。
		【動植物への負担の少ない形状・素材の使用】 <ul style="list-style-type: none"> ・自然石、自然素材又は多自然型製品等動植物への負荷の少ない素材を使用する。
景観	留意すべき地域の概況	標高1,000mを超す山岳に囲まれた盆地に集落や耕地が位置している
		【すぐれた景観の保全】 <ul style="list-style-type: none"> ・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。
		【良好な景観の育成】 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。 ・樹木の伐採は出来るだけ避ける又は植樹等による緑化に努める。
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況	県立自然公園(聖山高原)内である
廃棄物・建設残土		【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】 <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 ・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。
		【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】 <ul style="list-style-type: none"> ・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。
		【資源の有効利用】 <ul style="list-style-type: none"> ・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。 ・自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努める。 ・信州リサイクル認定製品の利用を推進する。
省資源・省エネルギー・温室効果ガス		【環境への負荷の少ない機械の利用等】 <ul style="list-style-type: none"> ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	野生動植物	ため池の内部のほか、堤体にも希少植物や希少昆虫の食草となる植物などの生育状況を確認し、必要に応じて保全措置を行うこと。	工事に先立ち、ため池内部および堤体における希少植物や希少昆虫の食草となる植物の生育状況を確認し、必要に応じて保全措置を行います。
2	野生動植物	在来種による植樹・緑化等を行う際は、近隣の自生個体群の遺伝的攪乱がおきないように、遺伝的地域性に配慮して行うこと。	堤体の緑化を行う場合には、近隣の自生個体群への遺伝的攪乱がおきないように配慮した植物を選定します。
3	野生動植物	ため池にブルーギル・ブラックバス等が生育する場合には、排水にあたって流出しないように配慮すること。	工事のためにため池の水位を下げる際は、特定外来生物の生育を確認し、流出が発生しないよう排水口に網を張る等の対策を実施します。
4	野生動植物	カイツブリやヨシゴイなど絶滅危惧種がいないかどうか調査をし、生息・繁殖が確認された場合には、繁殖期間における工事期間の調整などの配慮をすること。	絶滅危惧種の生育が確認された場合は、繁殖期間における施工を回避する等の配慮を行います。
5	廃棄物・残土等	木材チップを使用する場合は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第9条及び同条例施行規則第6条の木くずチップの使用に関する基準を順守すること。	堤体の緑化に木材チップを使用する場合には、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則第6条の木くずチップの使用に関する基準を順守します。